

生活衛生融資申込みの基本的な提出書類

		一般貸付		振興事業貸付		備考
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	
条 件		組合未加入の方		組 合 加 入 者		注.様式改正(押印欄削除) :令和3年4月1日施行
書 類 の 提 出 先		指 導 セ ン タ ー		組 合 事 務 局		
1	借入申込書	○	運転資金 はありません。	○	○	
2	情報の利用に関する同意書	○		○	○	公庫と推薦団体(生衛組合・指導センター)との間における情報交換等
3	創業計画書	○		○	○	新規開業の場合
4	企業概要書	○		○	○	上記以外の方で初めて申込の場合
5	推せん書交付願 (申込金額が500万円を超える場合)	○				申請先:指導センター
6	振興事業に係る資金証明書			○	○	組合において証明を行うものです。
7	振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書(写)			○	○	組合において事業計画等の確認を受けた場合
	生産性向上に係る事業計画書(裏面)(写)					「生産性向上ガイドライン・マニュアルに基づく取組み」有りの場合
8	標準営業約款登録営業者であることの証明書交付願				○	「Sマーク」登録店の場合
9	見積書・契約書 関係図面(平面図)	○		○		
10	履歴事項全部証明書 又は登記簿謄本	○		○	○	法人の場合のみ
11	決算書又は確定申告決算書 (最近2期分)	○		○	○	新規開業の場合、不要 法人の場合、決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表
12	営業許可(届出)書(写) 等	○	○	○		
無担保・無保証人の融資を利用する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額・返済期間が異なります。 ・一定の利率が加算されます。 ・新創業融資制度をご利用の場合は、1/10以上の自己資金が必要です。 				

- この他に、組合加入者に限り、無担保・無保証人の融資「生活衛生改善貸付(衛経)」があります。
(要件) 組合の組合員歴が1年以上で、かつ組合の業種の営業を営んでいる方
組合の経営特別相談員の調査と理事長推薦が必要となります。(詳しくは、組合事務局へお尋ねください。)

ご不明な点がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(公財) 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F

TEL: 058-216-3670 (平日9:00~17:00)

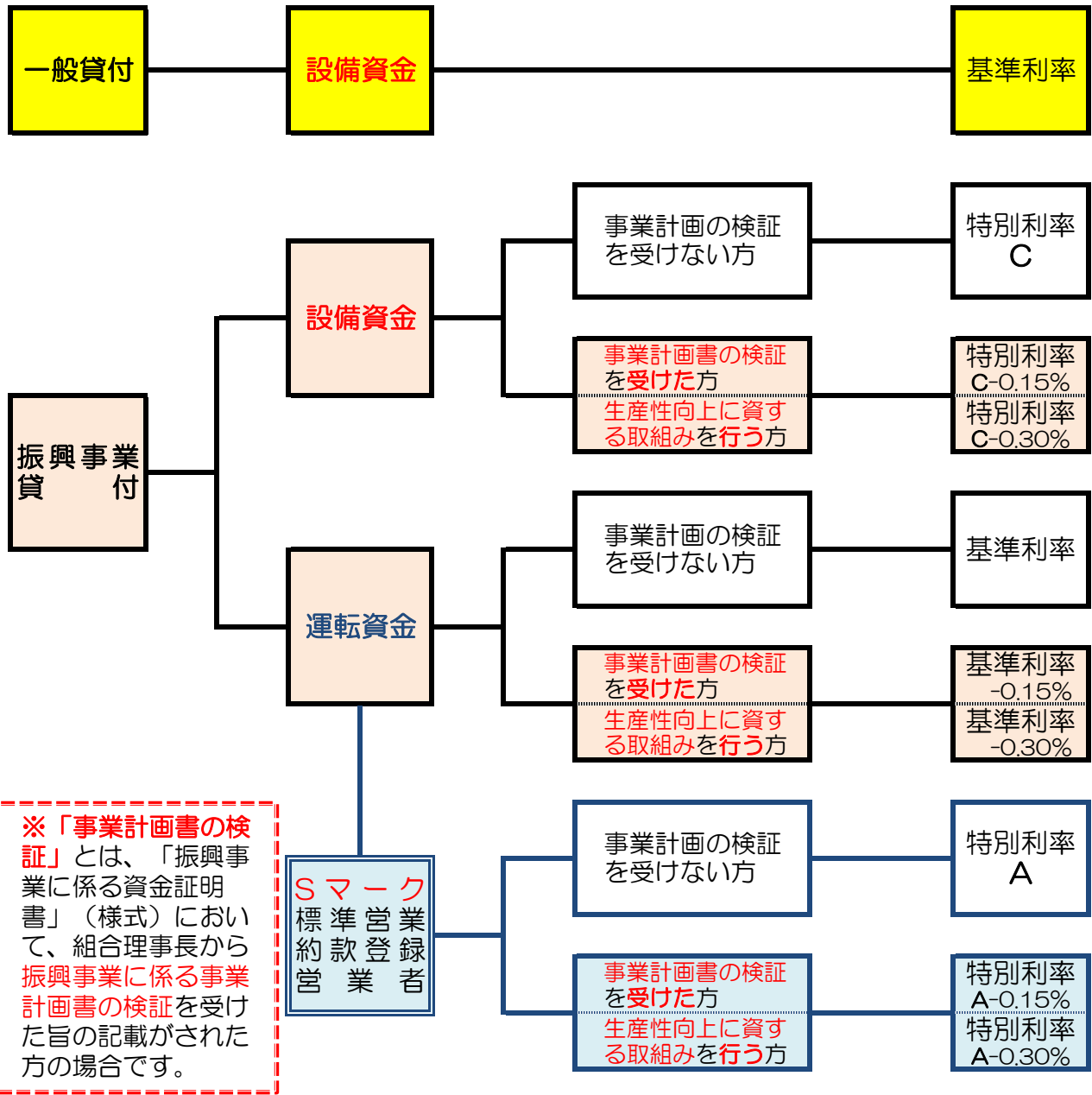
FAX: 058-274-8011

E-mail: gifucenter@seiei.or.jp



生活衛生融資の貸付利率の適用一覧

※担保を提供される場合と保証人を提供される場合とでは、金利が異なります。



無担保・無保証人の貸付

①無担保・無保証人融資

基準金利の場合
2.15%~

②同上 (*創業期の方)

基準金利の場合
2.40%~

③生活衛生改善貸付

特別利率 F
1.25%

(注)利率は令和6年4月1日現在のものです。

* 創業期の方(新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方)